

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、児童扶養手当関係事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当関係事務
②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に則り、 認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会 ⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受領 ⑧マイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	児童扶養手当システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童情報ファイル 受給者情報ファイル 所得情報ファイル 支払情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第56項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表17、20、42、76、89、90、125、155、161項 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表81項
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	こども未来部子育て支援課こども給付係		
②所属長の役職名	子育て支援課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	こども未来部子育て支援課こども給付係 0289-63-2172		
9. 規則第9条第2項の適用			[]適用した
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセスが制限されている。そのため、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	I 関連情報 1.特定個人情報 を取り扱う事務 ②事務の概 要	児童扶養手当法等の規定に則り、 認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申 請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会 業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の 照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会	児童扶養手当法等の規定に則り、 認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申 請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会 業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の 照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会 ⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受 領 ⑧マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 1.特定個人情報 を取り扱う事務 ③システム の名称	児童扶養手当システム 中間サーバー・ソフトウェア	児童扶養手当システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 4.情報提供ネッ トワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の57の項	【情報提供】番号法第19条7号、別表第二 第 13、16、26、30、47、64、65、87、116項 【情報照会】番号法第19条7号、別表第二 第 57項	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署	保健福祉部こども支援課こども給付係 こども支援課長 山野井 健	こども未来部子育て支援課こども給付係 子育て支援課長 大谷 薫	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	保健福祉部こども支援課こども給付係 0289- 63-2172	こども未来部子育て支援課こども給付係 0289-63-2172	事後	
平成29年7月5日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年7月5日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年7月5日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第37項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第37項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第29条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116項 【情報照会の根拠】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第57項	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第13、16、26、64、65、87、116項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第57項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第31条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 大谷 薫	子育て支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	42921	43510	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	42921	43510	事後	
平成31年3月22日	Ⅳ リスク対策		項目を追加	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年1月18日 時点	令和2年7月16日 時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者数いつ時点の計数か	平成31年1月18日 時点	令和2年7月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第13、16、26、64、65、87、116項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二 第57項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第31条</p>	<p>【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二 第13、16、26、64、65、87、116項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二 第57項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第31条</p>	事後	
令和3年10月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総合政策課総務係	総合政策部総合政策課総務係	事後	
令和3年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日 時点	令和3年10月22日 時点	事後	
令和3年10月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月16日 時点	令和3年10月22日 時点	事後	
令和5年11月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月22日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	
令和5年11月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月22日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第37項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第29条	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第56項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第29条	事後	
令和6年11月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二 第13、16、26、64、65、87、116項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条8号、別表第二 第57項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」 第31条	【情報提供の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161項 【情報照会の根拠】 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 第2条の表81項	事後	
令和6年11月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	
令和6年11月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月22日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>児童扶養手当システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセスが制限されている。そのため、リスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事後	
令和7年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点	令和7年6月10日 時点	事後	
令和7年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点	令和7年6月10日 時点	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」</p> <p>第2条の表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」</p> <p>第2条の表81項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」</p> <p>第2条の表17、20、42、76、89、90、125、155、161項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」</p> <p>第2条の表81項</p>	事後	
令和8年10月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月10日 時点	令和8年9月17日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月10日 時点	令和8年9月17日 時点	事後	